

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号） 1

○ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 附則 （略）</p> <p>2 この法律は、令和十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。</p>	<p>1 附則 （略）</p> <p>2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。</p>